

放置自転車の保管について

厚木市自転車の放置防止に関する条例（昭和59年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第11条第2項及び第4項の規定により自転車を移動し、条例第12条第1項の規定により保管したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月11日

厚木市長 山口 貴 裕

1 移動理由

条例第8条第1項の規定に基づき指定した放置禁止区域内及び条例第11条第3項の規定に基づく放置禁止区域外の公共の場所の良好な生活環境を保持することができないため

2 移動対象区域

別紙図面等参照

3 移動年月日

令和8年8月3日、4日、5日、6日、7日、12日、17日、19日、21日、24日、25日、26日、28日及び31日

4 移動して保管した台数

46 台

5 保管場所

厚木市三田放置自転車保管場所（厚木市三田2121番地外）

6 保管期間

告示の日から起算して60日間

7 引取方法

(1) 引取りの場所

保管場所と同じ

(2) 引取りの日及び時間

毎週水曜日、毎月第三日曜日及び年末年始を除いた日の午後1時から午後6時まで

(3) お持ちいただくもの

住所、氏名を確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、学生証等）及び自転車の鍵

(4) 移動保管料

移動及び保管に係る費用として2,000円を徴収する。

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後に処分する。

9 連絡先

市民交流部くらし交通安全課交通安全係
電話 (046)225-2760(直通)